

カンボジア王国当局に対する安全勧告

(2014. 6. 27 安全勧告)

(貨物船TAIGAN火災事故)

北海道稚内市稚内港天北2号ふ頭の西側岸壁 2013. 5. 16 発生)

本事故は、夜間、TAIGANが、稚内港天北2号ふ頭の西側岸壁に係留中、屋内作業場を除いて船内では喫煙が禁止されていたにもかかわらず、乗組員が船室のベッドの上で喫煙したため、布団等に着火して周囲の可燃物に燃え広がり、炎及び煙が付近の階段の開口部を上って上方の居住区に延焼したことにより発生した可能性があると考えられる。

本事故で死亡した6人のうち4人の乗組員は、本事故前夜に乗船したばかりであり、火災発生時の対応についての教育及び脱出経路、消火器の設置場所などの説明が行われていなかったため、火災が発生して脱出する際、脱出経路が分からずに逃げ遅れた可能性があると考えられる。

また、TAIGANには、建造時、舵機室左舷側に船尾甲板へのエスケープハッチが設置されていたが、その後、エスケープハッチが溶接されており、船尾部からの脱出が不可能であったことから、本事故時、逃げ遅れて居住区の船首側に設置された階段から脱出できなくなったものと考えられる。

このため、運輸安全委員会は、本事故の調査結果を踏まえ、同種事故の再発を防止するため、以下の事項について、本船の船舶管理会社であるMEGANOM SHIPPING LTD.

(以下「A社」という。)及び船舶所有者であるMEGANOM SHIPPING LTD. (以下「B社」という。)に対し、勧告するとともに、カンボジア王国当局に対し、本船と同様な船舶を運航する船舶管理会社及び船舶所有者を指導するように勧告する。

A社は、船内での喫煙に関する安全管理を徹底するとともに、新しく乗船した乗組員に対し、速やかに火災発生時の対応についての教育及び脱出経路、消火器の設置場所などの説明を行うように指導すべきである。

B社は、非常用脱出経路について、例えば、船首側に1か所及び船尾側に1か所設けるなどにより、火災発生場所によって制限されることなく、脱出経路が確保されるように努めるべきである。